特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和8年6月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法（第三章第一節（市町村民税）および第二章第一節（道府県民税）に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税（以下「個人住民税」という。）であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 　個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税（以下「個人市町村民税」という。）と道府県が課すことのできる道府県民税（以下「個人道府県民税」という。）が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 　なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする」とされていることから、個人市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。（地方税法第294条、第295条、第318条、第323条） ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。（地方税法第317条の3　等） ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④御坊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定された業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。 ⑤納税義務承継者の決定。（地方税法第9条、第9条第2項）
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項および別表第一16の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	市民生活部税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所　市民生活部税務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-23-5504

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年5月13日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　］ 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1）目的外の入手が行われるリスクへの対策 2）目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4）委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5）不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6）情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7）情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9）従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等（第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靭性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等）を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長　総務部税務課長　広﨑　正樹	②所属長　総務部税務課長　小川　敏宏	事後	
平成31年3月15日	Ⅳリスク分析		新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和1年5月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	御坊市役所　総務部税務課市民税係	御坊市役所　総務部税務課課税係	事後	機構改革による変更
令和2年6月3日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	④御坊市個人番号の利用に関する条例(仮称)	④御坊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和2年6月3日	5. 評価実施機関における担当部署	総務部税務課長　小川　敏宏	総務部税務課長	事後	
令和4年5月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二	事後	令和3年9月1日に施行された番号利用法の改正による修
令和5年5月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項	②法令上の根拠 番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48の項	事後	
令和7年5月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①担当部署 総務部税務課 ②所属長の役職名 総務部税務課長	①担当部署 市民生活部税務課 ②所属長の役職名 市民生活部税務課長	事後	
令和7年5月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	御坊市役所　総務部総務課庶務係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-22-4111	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111	事後	
令和7年5月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	御坊市役所　総務部部税務課課税係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-23-5504	御坊市役所　市民生活部税務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-23-5504	事後	
令和7年5月13日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業	ー	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月13日	Ⅳ-11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	ー	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和8年5月14日	3. 個人番号の利用	第9条(利用範囲)第1項および別表第一16の項	第9条(利用範囲)第1項および別表の24の項	事後	令和7年5月1日変更分に係る修正漏れ